

金沢市広告掲載要綱

(平成 24 年 4 月 20 日決裁)

改正 令和 3 年 3 月 19 日決裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、本市の資産を広告媒体として活用し、有償で広告を掲載することに関し、必要な事項を定めることにより、本市の新たな自主財源の確保及び効率的な行財政運営の推進に資することを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる本市の資産で、市長が広告の掲載を適当であると認めるものをいう。

ア 広報誌その他の印刷物

イ 車両

ウ ウェブページ

エ その他広告塔、建物の外壁等以外のもので、市長が適当と認めるもの

(2) 広告主等 広告媒体に広告を掲載する者（以下「広告主」という。）又は広告主に代行して広告の掲載に必要な手続等を行う者をいう。

(3) 局長 金沢市事務決裁規則（昭和60年規則第31号）第 2 条第 7 号に規定する局長をいう。

(広告媒体に掲載する広告の範囲)

第 3 条 広告媒体への広告の掲載は、広告媒体である資産の用途及び目的を妨げず、かつ、本市が実施する事務に支障を及ぼさない範囲内で行うものとする。

2 広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度が高く、市民に不利益を与えないものとし、かつ、広告の内容及び表現は、それにふさわしい信頼性を確保できるものでなければならない。

3 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 非科学的なもの又は迷信に類するもの
- (7) 社会的な問題についての主義又は主張に当たるもの
- (8) 個人の氏名を広告するもの
- (9) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (10) その他広告媒体に掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

4 広告媒体への広告の掲載に係る業種及び事業者その他の広告の掲載に関する基準は、市長が別に定める。

(広告媒体の選定)

第4条 広告を掲載する広告媒体は、その広告媒体を所管する局長（以下「所管局長」という。）が総務局長に協議して選定するものとする。

(広告の規格等)

第5条 所管局長は、広告媒体に掲載する広告を募集しようとするときは、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 広告の規格
- (2) 広告の掲載の位置及び期間
- (3) 広告の募集の方法
- (4) 広告の申込みの手続
- (5) 広告主等となるべき者の選定の方法
- (6) その他広告の募集に関し必要な事項

(広告の掲載の取消し)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告の掲載を行う広告が第3条第3項又は第4項に定める基準に違反することとなったとき。
- (2) 広告主等が広告の掲載料を指定する期日までに納入しなかったとき。

(3) その他特に広告の掲載が適当でないとき。

(広告に関する責任)

第7条 掲載した広告に関する責任は、広告主等が負う。

2 広告に虚偽があることが判明した場合は、広告の掲載の中止等適切な措置を講ずるものとし、これに伴い生じる経費は、広告主等が負担する。

3 広告主等は、広告に関わる財産権の権利についての手続を完了し、広告の内容等について第三者の利益を侵害しないものとする。

4 第三者から、広告の掲載に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、広告主等の責任及び負担において解決しなければならないものとする。

(金沢市広告掲載審査会)

第8条 広告の掲載について必要な事項を審査するため、金沢市広告掲載審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(審査会の任務)

第9条 審査会は、次に掲げる事項を審査する。

(1) 広告媒体の選定に関する事項

(2) 広告主等の選定に関する事項

(3) 広告の内容に関する事項

(組織)

第10条 審査会は、会長及び審査員で組織する。

2 会長は、総務局長をもって充てる。

3 審査員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第11条 審査会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第12条 審査会の庶務は、総務局デジタル行政戦略課において処理する。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第10条関係）

広報広聴課長 総務課長 文書法制課長 デジタル行政戦略課長